

平成25年11月18日  
農政部農業振興課  
(高岡総合支所農林水産課)

## 宮崎市集落センターの指定管理者候補者の選定について

川口梁瀬集落センターほか6施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成25年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

別紙1「①指定管理者候補者の概要」のとおり

### 2. 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

### 3. 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

別紙1「②施設概要」のとおり

#### (2) 業務概要

- ① 施設の提供（使用許可）に関すること。
- ② 施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ③ その他必要な事項。

#### (3) 現在の管理方法

指定管理者

別紙1「③現在の指定管理者」のとおり

（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）

### 4. 事業計画の概要

別紙2「事業計画の概要」のとおり

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

## 5. 収支計画の概要

当該施設は、専ら地元住民が利用していることから、管理に係る経費については、自治会が自ら負担しており、従来から指定管理料を支払っていないため、提出不要とした。

## 6. 選定結果の概要

### (1) 概況

#### ① 非公募による選定

当該施設は、地域住民が専ら使用する地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効果的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由から、指定管理者の選定については、現在の指定管理者である各地区を候補者として選定することが最適であると認められることから、第1回指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

#### ② 選定日程

第1回選定委員会	平成25年6月28日
要項及び申請書類様式の配布	平成25年7月25日
申請の受付	平成25年7月25日～8月30日
書類審査等	平成25年9月2日～9月30日
第2回選定委員会	平成25年10月11日

### (2) 農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）

（敬称略）

	役職等
委員長	農政部長
委員	佐土原地区自治会連合会役員
〃	佐土原地域自治区地域協議会役員
〃	高岡地区自治公民館連絡協議会役員
〃	高岡地域自治区地域協議会役員
〃	農政部 農業振興課長
〃	地域振興部 佐土原総合支所 農林水産課長
〃	地域振興部 高岡総合支所 農林水産課長

### (3) 選定の概況

#### ア 選定理由（非公募理由）

農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、申請者からの応募書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ④ その他施設の性質に応じた選定基準

第2回指定管理者候補者選定委員会において、各委員による採点の結果、別紙3「審査結果一覧」のとおりとなり、いずれの申請者も適格となる得点となったため、各申請者を指定管理者候補者として選定した。

#### イ 審査結果一覧

別紙3「審査結果一覧」のとおり

※配点合計 800 点のうち 480 点以上を指定管理者候補者として適格と判定

## 別紙 1

施設名	①指定管理者候補者の概要		②施設概要			③現在の指定管理者
	団体の名称	代表者	所在地	面積 (㎡)		団体の名称
				建物	敷地	
川口梁瀬集落センター	川口・梁瀬自治公民館	館長 田浦 廣美	宮崎市高岡町浦之名4436番地1	144.80	335.47	川口・梁瀬自治公民館
深水集落センター	深水自治公民館	館長 竹下 秀利	宮崎市高岡町浦之名1404番地イ	154.60	1115.13	深水自治公民館
田之平集落センター	田之平自治公民館	館長 山元 健一	宮崎市高岡町浦之名296番地15	158.30	1503.87	田之平自治公民館
瀬越集落センター	瀬越自治公民館	館長 岡元 正和	宮崎市高岡町紙屋95番地1	140.90	2270.00	瀬越自治公民館
小田元集落センター	小田元自治公民館	館長 橋口 重信	宮崎市高岡町浦之名4907番地22	182.10	2403.66	小田元自治公民館
片前集落センター	片前自治公民館	館長 吉瀬 裕俊	宮崎市高岡町浦之名4645番地3	171.50	3801.56	片前自治公民館
去川集落センター	去川自治公民館	館長 後藤 満昭	宮崎市高岡町内山3256番地口	211.10	4695.25	去川自治公民館

別紙2 事業計画の概要

団体の名称	事業概要			
	管理運営の基本姿勢 (平等な利用の確保)	利用者サービスの向上、利用 促進についての考え方等	安心、安全面の考え方等 (施設の安全対策等)	管理運営体制 (組織の責任体制等)
川口・梁瀬自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民は先着順、地区外の利用の申込は役員で決定する</li> <li>・意見要望を集約し役員会にて検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治活動を踏まえた設備・使用方法を検討する</li> <li>・施設の利用後は清掃、後始末を徹底し戸締り火の元を特に気をつけるよう指導する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備の点検を清掃当番が定期的に行い、異常があれば館長へ連絡する</li> <li>・地域防災組織を生かし防災訓練を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の役割分担で管理する</li> <li>・災害時等はリスクの対応を市と協議する</li> </ul>
深水自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が重ならないように先着順にて調整する</li> <li>・意見要望等は総会にて検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の要望にそった行事を計画し実施する</li> <li>・利用後の清掃後始末を徹底させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常がある場合は市に報告する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区役員にて役割分担して管理する</li> <li>・鍵の管理は館長又は副館長にて行う</li> </ul>
田之平自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用は10日前までに受付する</li> <li>・利用が重ならないよう先着順で調整する</li> <li>・利用簿を作成し意見要望を記入欄を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民で話し合い、住民の要望にそった行事を計画、実施する</li> <li>・班ごとに月1回清掃を実施し、年2回定期点検を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の清掃当番の班長が責任をもって建物の安全点検を行う</li> <li>・万が一の事態に備え連絡網を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長、副館長、班長で役割分担して管理する</li> <li>・突発的な修繕等は市と協議する</li> </ul>
瀬越自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区外の使用は申込書の提出により役員で決定する</li> <li>・施設利用簿を作成し意見要望記入欄を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度毎に事業・行動計画を立て実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や付属設備の点検は利用者または月1回の清掃担当者が実施する</li> <li>・災害に備えて防災用備品等の点検を年1回行い訓練する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区役員で役割を分担して管理する</li> <li>・突発的な修繕等は市と協議しリスク分担に準ずる</li> </ul>
小田元自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用事前に電話にて受け付ける</li> <li>・問題点等その都度対処する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部にトイレを設置し、誰でも利用できる</li> <li>・月1回の割合で清掃を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や付属設備は随時点検を行い、異常があれば市に報告する</li> <li>・年1回防災訓練を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長、会計、班長にて役割分担して管理する</li> <li>・鍵の管理は館長が行う</li> </ul>
片前自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に利用を受け付ける</li> <li>・地区外の利用は申込書を提出後役員で決定する</li> <li>・施設利用簿に意見要望を記入してもらい意見等は役員会で検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の要望にそった行事を計画し実施する</li> <li>・利用者に施設を大切に使用するよう指導する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や付属設備の点検は月1回当番が実施し、点検簿に記入する</li> <li>・災害に備え年1回防災訓練を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の役員で役割分担して管理を行う</li> <li>・突発的な修繕等は市と協議する</li> </ul>
去川自治公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の利用は随時先着順に受け付ける</li> <li>・地区外の利用は役員で決定する</li> <li>・意見要望等は利用の都度聞き取り地区役員会で取り上げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化社会を踏まえた使用方法を考え、地域住民の活動に役立てる</li> <li>・大清掃を年4回、定期点検を月1回実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の点検は公民館長が月1回行い、異常は市に報告する</li> <li>・万が一の事態には自主防災組織を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の役員で役割分担して管理する</li> <li>・突発的な修繕等は市と協議しリスク分担に準ずる</li> </ul>

別紙3 審査結果一覧

審査項目 配点 候補者	1. 事業計画書に基づく 当該施設の運営が、市 民の平等な利用を確 保するものであるこ と	2. 事業計画書の内容が 当該施設の設置目的 を最も効果的に達成 するものであること	3. 事業計画書にそつた 管理を安定して行う ための十分な能力を 有しているものであ ること	4. その他施設の性質に 応じた選定基準	合計
候補者	200点	200点	200点	200点	800点
川口・梁瀬自治公民館	162	162	165	160	649
深水自治公民館	157	157	164	151	629
田之平自治公民館	165	167	167	165	664
瀬越自治公民館	171	157	166	165	659
小田元自治公民館	151	157	161	154	623
片前自治公民館	166	164	165	169	664
去川自治公民館	163	162	164	163	652